

## 開発許可申請(法第34条第12号<市条例4-1-4>)添付書類一覧

(収用移転)

- 申請書は、下記に記す書類及び図面を添付し2部(正本・副本)提出してください。
- 副本に添付する書類については、複写でも結構です。
- 公的証明書類は申請時以前6か月以内に交付されたものを添付してください。
- 印鑑登録証明書・住民票等は、マイナンバーの記載がないものを添付してください。
- 図面では区域を朱書きとしてください。
- 作成した書類の名称を記載してください。

No	添付書類等	備 考	29条	43条
1	開発行為許可申請書			
2	委任状	代理者の住所・氏名、電話・FAX番号、委任の範囲等を明記		
3	公共施設管理者との協議書 (32条協議)	新たに公共施設を設置する場合、帰属・管理等の協議を行った書類 ※不調の場合協議過程を記した書類 (原本一式を副本に添付し、協議書の写しを正本に添付)		×
4	公共施設管理者の同意書 (32条同意)	開発行為の計画に関係がある公共施設の管理者の同意書 (原本一式を副本に添付し、同意書の写しを正本に添付)		×
5	設計説明書	自己居住用住宅は不要		×
6	土地・建物登記事項証明書 (全部事項証明書)	当該開発行為に関係のある区域外の土地も含む		
7	土地・工作物権利者の同意書	所有権・抵当権・借地権等(建築物、擁壁、塀や柵、その他土地に定着するもの、開発区域外の排水施設設置・利用等含む)		×
8	印鑑証明書	上記7 同意書に押印のもの		×
9	農用地除外証明	農振農用地(青地)の場合		×
10	既存建築物にかかわる書類	建物登記事項証明書、家屋課税証明書、事業者が発行した収用証明書、開発行為許可通知書、建築確認通知書等		
11	資金計画書	残高証明書、融資証明書 * 1		×
12	申請者の法人登記事項証明書 業務経歴書・前年度の納税証明書	個人の場合は住民票とする * 1 法人は法人税、個人は所得税		×
13	工事施行者の法人登記事項証明書、 建設機械目録、技術者名簿、 工事経歴書、建設業の許可書の写し	工事施行者名を記載 * 1		×
14	設計者の資格に関する書類	開発面積が1ha未満の場合は不要		×
15	申請地現況写真	2方向以上(区域を朱書、現況図に撮影方向明示)		
16	開発区域位置図	都市計画図に申請地を朱書き 方位・縮尺を記載(都市計画図の方位に注意)		
17	開発区域区域図(案内図)	住宅地図の写し等に朱書き(1/2500以上) 方位・縮尺を記載		
18	公図	法務局公図(証明書) 区域を朱書きし、隣接地の地目を記入		

No	添付書類等	備考	29条	43条
19	求積図	(1) 境界標の種類を記載 (2) 面積計算表を記載		
20	現況図	(1) 開発区域の境界 (2) 開発区域の表土の状態 (3) 地盤の高さ（隣地周辺の擁壁等も記載） (4) 既存建築物・工作物の位置・用途（隣地周辺の擁壁等も記載） (5) 写真の撮影方向明示		
21	土地利用計画図	(1) 開発区域の境界 (2) 道水路の位置（道路は幅員・建築基準法の道路種別も記載） (3) 予定建築物・工作物の位置・用途（隣地周辺の擁壁等も記載） (4) 公園等は緑色に着色 (5) 盛土・切土がない場合はその旨		
22	排水施設計画平面図 給水施設計画平面図	(1) 給水・排水（雨水・汚水）施設の位置・種別・管径・水の流れ方向 (2) 排水施設は雨水・汚水系統別に着色 (3) 放流先の名称記入 ※ 自己居住用住宅は、給水施設計画平面図は不要		
23	造成計画平面図	(1) 造成の計画高さを記載（隣地周辺地盤の高さも記載） (2) 現況高さを記載 (3) 盛土がある場合は、「盛土は厚さ30cm以下ごとに敷均し、締固めを行う」と記載 (4) 造成により30度以下の法面ができた場合（崖ではない場合）、「法面勾配30度以下」と記載 (5) 切土は黄色、盛土は茶色に着色		×
24	造成計画断面図	※ 崖・盛土・切土等がなければ不要		
25	構造図	(1) 汚水最終柵及び放流先への接続図 (2) トレンチ・雨水浸透柵等（雨水計算を要する場合） (3) 擁壁（種類、寸法、使用材料、配筋サイズ、ピッチ等明示）		
26	計算書	(1) 擁壁構造（義務擁壁の場合） (2) 雨水流出抑制施設台帳（500㎡以上の場合） (3) 汚水（帰属を受けない場合等）		
27	放流許可書・占用許可書等	水路放流・占用等が必要になる場合		
28	その他市長が必要と認める書類			

\* 1 については自己居住用住宅又は1ha未満の自己業務用の開発行為は不要。

申請書の様式は、東松山市のホームページからダウンロードすることができます。